

## <ファーストバンク>アンサー(資金移動・通知・照会)サービス利用規定 新旧対照表

改 定 前	改 定 後
<p><b>1. (サービスの内容)</b></p> <p>ファーストバンク・アンサーサービス(以下、「本サービス」といいます。)とは、契約者ご本人(以下、「依頼人」といいます。)自らが占有・管理するパソコン、ホームユース端末、FAX、<del>電話</del>等の各種通信端末(以下、「使用端末機」といいます。)を使用してあらかじめ依頼人が指定した依頼人名義の預金口座(以下、「指定口座」といいます。)からの資金移動取引および指定口座の取引内容等の照会・通知を行うサービスをいいます。</p> <p>なお、本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。</p>	<p><b>1. (サービスの内容)</b></p> <p>ファーストバンク・アンサーサービス(以下、「本サービス」といいます。)とは、契約者ご本人(以下、「依頼人」といいます。)自らが占有・管理するパソコン、ホームユース端末、FAX 等の各種通信端末(以下、「使用端末機」といいます。)を使用してあらかじめ依頼人が指定した依頼人名義の預金口座(以下、「指定口座」といいます。)からの資金移動取引および指定口座の取引内容等の照会・通知を行うサービスをいいます。</p> <p>なお、本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。</p>
<p><b>2. (資金移動サービス)</b></p> <p>(1) 資金移動取引は、使用端末によって、依頼日当日に、あらかじめ依頼人が指定した依頼人名義の預金口座(以下「支払指定口座」といいます。)から振込資金または振替資金(以下、「振込・振替資金」といいます。)を引落しのうえ、依頼人が指定した当行または他の金融機関の国内本支店の預金口座(以下、「入金指定口座」といいます。)あてに振込または振替の処理を行う取引を依頼する場合に利用できるものとします。</p> <p>ただし、FAX、<del>電話</del>をご利用の場合、入金指定口座は当行本支店に限ります。</p> <p>(2) ~ (3) (省略)</p>	<p><b>2. (資金移動サービス)</b></p> <p>(1) 資金移動取引は、使用端末によって、依頼日当日に、あらかじめ依頼人が指定した依頼人名義の預金口座(以下「支払指定口座」といいます。)から振込資金または振替資金(以下、「振込・振替資金」といいます。)を引落しのうえ、依頼人が指定した当行または他の金融機関の国内本支店の預金口座(以下、「入金指定口座」といいます。)あてに振込または振替の処理を行う取引を依頼する場合に利用できるものとします。</p> <p>ただし、FAX をご利用の場合、入金指定口座は当行本支店に限ります。</p> <p>(2) ~ (3) (省略)</p>
<p><b>3. (振込・振替取引の依頼)</b></p> <p>(中略)</p>	<p><b>3. (振込・振替取引の依頼)</b></p> <p>(中略)</p>
<p><b>7. (通知サービス)</b></p> <p>(1) 通知サービスの取扱について、当行で受信した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合には、送信者を依頼人とみなして、通知します。</p> <p><b>(2) 通知受信端末が電話の場合</b>  <del>通知時の受信方法を暗証入力方式以外で指定した場合、「どうぞ」と応答した者を申込者とみなして通知します。</del></p> <p><b>(3) 通知受信端末が FAX の場合</b></p> <p>①通知時の受信方法を「自動受信」として申し込みの場合、依頼人指定の電話番号をコールし自動的に送信します。</p> <p>②通知時の受信方法を「手動受信」として申し込みの場合、当行で受信した暗証番号が依頼人届出の暗証番号と一致した場合には、応答した者を依頼人とみなして送信します。</p> <p><b>(4) 振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更がある場合には、既に通知した内容について変更または取消します。</b></p>	<p><b>7. (通知サービス)</b></p> <p>(1) 通知サービスの取扱について、当行で受信した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合には、送信者を依頼人とみなして、通知します。</p> <p><b>(2) 通知受信端末が FAX の場合</b></p> <p>①通知時の受信方法を「自動受信」として申し込みの場合、依頼人指定の電話番号をコールし自動的に送信します。</p> <p>②通知時の受信方法を「手動受信」として申し込みの場合、当行で受信した暗証番号が依頼人届出の暗証番号と一致した場合には、応答した者を依頼人とみなして送信します。</p> <p>(3) 振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更がある場合には、既に通知した内容について変更または取消します。</p>
<p><b>8. (照会サービス)</b></p> <p>(中略)</p>	<p><b>8. (照会サービス)</b></p> <p>(中略)</p>

## 12. (解約等)

- (1) 本サービスの利用契約（以下、「この契約」といいます。）は、当事者的一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しましたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 依頼人に次の各号の事由が一つでも生じた場合において、当行がこの契約を解約するときは、当行が依頼人にその旨の通知を発信した時に解約されたものとします。
- ①支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- ②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ③住所変更の届出を怠るなど依頼人の責に帰すべき事由によって、当行において依頼人の所在が不明となったとき。
- (4) この契約が解約等により終了した場合には、その時までに振込・振替の処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。

(追加)

## 12. (解約等)

- (1) 本サービスの利用契約（以下、「この契約」といいます。）は、当事者的一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しましたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) この契約が解約等により終了した場合には、その時までに振込・振替の処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。
- (4) 依頼人に次の各号の事由が一つでも生じた場合において、当行がこの契約を解約するときは、当行はいつでも依頼人に連絡することなく、この契約を解約できるものとします。
- ①支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他その後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき、あるいは依頼人の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があったとき。
- ②電子交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ③住所変更の届出を怠るなど依頼人の責に帰すべき事由によって、当行において依頼人の所在が不明となったとき。
- ④この契約が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき。
- ⑤この契約がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき。
- (5) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、本サービスの利用を継続することが不適切である場合には、当行はいつでも依頼人に連絡することなく、この契約を解約できるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ①本サービス申込時にした表明・確約に関する虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- ②依頼人または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明したとき。
- A暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③依頼人または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いたりは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E その他AからDに準ずる行為

**13. (関係規定の適用・準用)**

(1) ~ (2)

(省略)

**14. (規定の変更等)**

(1) ~ (2)

(省略)

**13. (関係規定の適用・準用)**

(1) ~ (2)

(省略)

**14. (規定の変更等)**

(1) ~ (2)

(省略)